第五条第一項の表中「第百二十七号」を「第百二十七号改訂版」に、

十一の四　第二条第十一号の四の運転者席	第百二十五号改訂版

を

十一の四　第二条第十一号の四の内装	第二十一号改訂版
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号改訂版

に

改める。

第三号様式中

第二条第十一号の四の運転者席

を

第二条第十一号の四の内装
第二条第十一号の五の運転者席

に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。